

米子市居住支援協議会の設立について

1 居住支援協議会とは

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等が連携し、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等について協議を行う会。

2 米子市居住支援協議会設立の経緯

本市においては、鳥取県居住支援協議会への参画や重層的支援体制整備事業の実施等により、住宅確保要配慮者の居住支援に取り組んでいたところだが、民間主体による「高齢者・障がい者居住支援会議」の発足や、改正住宅セーフティネット法（令和7年10月1日施行）において地方公共団体による居住支援協議会の設置が努力義務化されたことを踏まえ、米子市都市整備部住宅政策課を事務局とする米子市居住支援協議会を設立することとする。

年月日	事項
H24.11.19	鳥取県居住支援協議会設立
R3.10.11	鳥取県居住支援協議会セミナー（主催：鳥取県居住支援協議会、共催：一般財団法人高齢者住宅財団）
R3.11.18	鳥取県居住支援協議会グループワーク（主催：鳥取県居住支援協議会、共催：一般財団法人高齢者住宅財団）
R4.4.1～	重層的支援体制整備事業実施
R4.4.11	総合相談支援センター「えしこに」開設
R4.8.26	第1回高齢者・障がい者居住支援会議（主催：社会福祉法人養和会・医療法人養和会）
R4.12.2	第2回高齢者・障がい者居住支援会議 ※以後、市も参加
R5.5.15	令和5年度第1回高齢者・障がい者居住支援会議※以後、鳥取県西部障害者自立支援協議会住宅問題部会を兼ねる
R5.10.19	令和5年度第2回高齢者・障がい者居住支援会議
R6.5.20	令和6年度第1回高齢者・障がい者居住支援会議
R6.6.5	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（改正住宅セーフティネット法）公布
R6.10.7	令和6年度第2回高齢者・障がい者居住支援会議
R7.2.27	令和6年度第3回高齢者・障がい者居住支援会議
R7.10.1	改正住宅セーフティネット法施行
R7.10.21	米子市居住支援協議会設立（高齢者・障がい者居住支援会議を移行※鳥取県西部障害者自立支援協議会住宅問題部会は別組織とする）

3 米子市居住支援協議会の活動

市協議会では、改正住宅セーフティネット法第81条第2項に基づき、次の協議を行うこととする。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供
- (2) 民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備
- (3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進（住宅施策と福祉施策の連携の推進）
- (4) その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置

4 鳥取県居住支援協議会と米子市居住支援協議会の違い

鳥取県居住支援協議会では「鳥取県あんしん賃貸支援事業」「鳥取県家賃債務保証事業」が実施されているが、米子市居住支援協議会では、これらの事業を活用しながら、住宅確保要配慮者の属性に応じた入居スキームの構築や関係団体の協力体制の構築を目指す。

鳥取県居住支援協議会

会議の開催

- ・ 総会、幹事会、専門部会の開催

鳥取県あんしん賃貸支援事業の実施

- ・ あんしん賃貸住宅協力店及びあんしん賃貸住宅の登録促進
- ・ セーフティネット住宅の登録促進
- ・ 住宅確保要配慮者に対する情報提供及び相談対応（あんしん賃貸相談員）

鳥取県家賃債務保証事業の実施

- ・ 民間連携型（株casa）
- ・ 直接実施型（鳥取県社会福祉協議会）

情報提供

- ・ 協議会会報作成
- ・ セミナー等の開催

米子市居住支援協議会

会議の開催

- ・ 総会、部会の開催

住宅確保要配慮者の属性に応じた入居スキームの構築

- ・ 各部会において協議

関係団体の協力体制の構築

- ・ 座談会等の開催

情報提供

- ・ 協議会会報作成
- ・ セミナー等の開催